

上士幌町農林商工等連携・ビジネス創出促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町にある農林畜産物等の豊富な地域資源を活用し、付加価値の高い新たな商品やサービスの開発、販路開拓など新たな事業への進出や起業・新分野進出の取り組みを促進し、地域経済の活性化に資するため、その事業費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の表に定める各号事項を全て満たすものとする。

事業区分	補助対象者
1 ソフト事業	(1) 町内に住所を有するか、若しくは町内に住所を有しないが事業完了までに本町に転入する見込みの中小企業者（商工団体を含む）、農林業者（農林団体を含む）、NPO法人、個人等（以下、「事業者」という。）で、新事業の創出に向けた取り組みを行う者。 (2) 事業者は、町税を滞納していないこと。
2 ハード事業	(1) 町内に住所を有するか、若しくは町内に住所を有しないが事業完了までに本町に転入する見込みの中小企業者（商工団体を含む）、農林業者（農林団体を含む）、NPO法人、個人等（以下、「事業者」という。）で、新事業の創出に向けた取り組みを行う者。 (2) 事業者は、町税等を滞納していないこと。 (3) 上士幌町創業促進支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）に基づき補助金の交付を受けていない者。
3 新分野進出事業	(1) 中小企業者（商工団体を含む）、農林業者（農林団体を含む）、NPO法人（以下、「企業等」という。）であること。 (2) 企業等が団体の場合、その構成員の過半数が町内に住所を有すること。 (3) 企業等の代表者は、町内に住所を有し、町税を滞納していないこと。

2 補助金の交付の対象となる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業、補助金の額)

第3条 補助金の対象となる事業は、当該年度内に完了する事業とし、当該事業に係る事業内容、対象経費及び補助金額等は別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額の1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助の対象としない。

(1) 宗教又は政治活動を目的とする事業

(2) 法令、条例等に反する事業

(3) 公の秩序又は善良な風俗を害する事業

(事業実施計画及び審査)

第5条 事業を実施しようとする団体等、事業者、企業等(以下、「団体等」という。)は、事業計画承認申請書(別記1号様式)に、事業計画書(別記2号様式)及び関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、効果的な事業の実施を図るため、上士幌町農林商工等連携・ビジネス創出促進補助審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置し、提出された事業計画を審査する。

3 審査委員会は、副町長、商工観光課長、農林課長、総務課長、企画財政課長により構成する。

4 審査委員会に会長を置き、副町長をもって充てる。

5 町長は、審査委員会の意見を聴いて対象事業を決定し、事業計画承認通知書(別記3号様式)を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 事業計画の承認を得た団体等、事業者、企業等(以下、「承認団体等」という)は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書に関係書類を添えて申請するものとする。

2 承認団体等は、同一年度に第2条の事業区分を重複して申請することができるものとする。

3 過去にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、同一事業への申請はできないものとする。

4 上士幌町農林商工等連携促進補助金交付要綱(平成21年7月15日施行)に基づき補助金の交付を受けた者は、この要綱に基づく同種の補助金の申請はできないものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理した時は、その内容を審査し、適正と認めた場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及び必要な条件を付して通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた承認団体等（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 補助事業者のうち、ハード事業補助金の交付対象者は、設備・備品等管理に関する報告書（別記4号様式）により補助事業完了後の設備並びに備品の管理責任者及び設置場所を町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、補助事業等実績報告書を受領したときは、当該資料の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、補助事業に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、町長は、事業執行のため必要があると認めたときは、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金等概算払申請書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、補助金等概算払申請書を受領したときは、その内容を審査し概算払いの必要があると認めたときは、当該概算払いの決定をし、通知するものとする。

(取得財産の管理及び処分等)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得または効用の増加した資産及び設備並びに備品（以下「取得財産等」という。）について、補助事業が完了した後も適正に管理し、効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年間は取得財産等の処分をしてはならない。ただし、町長が特に認めたときはこの限りでない。

3 町長は、補助事業者が取得財産等について、必要に応じて調査を行うことができるものとする。

(決定の取消し等)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又はその一部を取り消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 対象事業を中止又は廃止したとき
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他の不正の行為があったとき

(帳簿の整備)

第13条 補助事業者は、対象事業の経理を明確にするため当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、かつその証拠となる書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保存しなければならない。

(事業計画進捗報告書)

第14条 補助事業者は、年に1回以上、町長に事業計画進捗報告書(別記5号様式)提出して進捗報告を行わなければならない。報告年数は、補助事業が完了した日から、ソフト事業・新分野進出事業は1年、ハード事業は5年とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、上士幌町補助金等交付規則(昭和50年規則第7号)に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(上士幌町農林商工等連携促進補助金交付要綱の廃止)

- 3 上士幌町農林商工等連携促進補助金交付要綱(平成21年7月15日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月3日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う